

教職員の退職手当の算定誤りについて

1 概要

平成19年4月1日に職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例が施行され、退職手当の算定方法が改正された。その改正においては、過去に退職時の給料月額よりも高い給料月額を支給されていた場合には、高い方の給料月額をもって算定上勘案すべきこととされたところ、給料の一部である「給料の調整額」が支給されていたことにより、退職時より高い給料を支給されていた職員について一部勘案していなかったため、一部の退職者に対し、本来支給すべき額よりも少ない額の退職手当を支給していたもの。

退職手当の追給に当たっては、退職手当の時効が5年であるため、平成26年度まで遡り追給するもの。

2 経緯

平成19年4月1日 職員の退職手当に関する条例の一部改正施行
 平成31年4月 算定誤りが判明
 平成26年度以降退職の該当者の特定と退職手当の再計算を開始
 令和元年7月12日 平成26年度以降退職の該当者に対し追給する旨の文書発出
 平成30年度退職の該当者に対する追給完了
 9月26日 平成26年度～平成29年度退職の該当者に対し追給（予定）
 （仙台市分を除く）

3 追給対象者数及び追給総額（平成26年度～平成30年度）

	対象者数	追給額	備考
宮城県	594人	約3億600万円	
仙台市	約110人	約6千500万円	※H26～H28年度分 人数等は今後変更の可能性あり。
計	約704人	約3億7千100万円	

※ 仙台市立小中学校職員の退職手当の積算・決定は、仙台市教育委員会で行っていることから、仙台市で算定し直し、平成28年度以前分（権限移譲前）は宮城県予算で追給し、平成29年度以降は仙台市予算で追給する。

4 再発防止策

○制度改正時に、改正内容を正確に把握するとともに、退職手当条例を所管する担当課と随時情報共有を行い、質疑応答集を作成するなどし、制度改正に伴うミスを防止する。

○制度改正の有無にかかわらず、毎年度初めに担当者全員で算定方法を再確認する。

○算定作業において、複数の目によるチェック体制を更に徹底する。